

○ 景観法運用指針（平成16年12月17日付け16農振1618号・国都計第111号・環自国発041217001号農林水産事務次官・国土交通事務次官・環境事務次官通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>景観法運用指針</p> <p>平成16年12月 改正歴：平成17年6月 平成17年9月 平成21年12月 平成23年9月 <u>平成26年7月</u></p> <p>国土交通省 農林水産省 環境省</p>	<p>景観法運用指針</p> <p>平成16年12月 改正歴：平成17年6月 平成17年9月 平成21年12月 平成23年9月</p> <p>国土交通省 農林水産省 環境省</p>
<p>I～IV（略）</p>	<p>I～IV（略）</p>
<p>V 法の運用のあり方</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 景観重要建造物及び景観重要樹木</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 景観重要建造物</p> <p>①基本的考え方</p> <p>景観重要建造物は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方</p>	<p>V 法の運用のあり方</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 景観重要建造物及び景観重要樹木</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 景観重要建造物</p> <p>①基本的考え方</p> <p>景観重要建造物は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方</p>

針に即し、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 号に定める「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」の基準に加え、同条第 2 号イに定める「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」又はロに定める「政府が世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 8 条 1 に基づき設置された顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会に対し同条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載することを推薦した物件であって、当該推薦に併せて提出された管理計画に基づき公衆によって望見されるものであること」の基準に従い、景観行政団体の長が指定するものである。

第 1 号の「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること、また、当該建造物の外観が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である。この場合、当該建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないものであることに留意する必要がある。このため、例えば、歴史的な様式を継承した新しい建造物を指定することや、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物を指定することも考えられる。

第 2 号は公衆望見の確保を意図した基準であり、地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることがで

針に即し、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」及び「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」の基準に従い、景観行政団体の長が指定するものである。

「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること、また、当該建造物の外観が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である。この場合、当該建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないものであることに留意する必要がある。このため、例えば、歴史的な様式を継承した新しい建造物を指定することや、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物を指定することも考えられる。

「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」とは、地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限

<p>きない建造物を指定することが不適切であるという趣旨である。<u>同号イの基準は、望見される視点の位置が道路その他の公共の場所に確保されるのであれば、通常見ることができる者を限定しないことが明らかであることから法制定当時より設けられている基準である。同号ロの基準は、平成 26 年 7 月 25 日の規則改正により追加されたものであり、それまで非稼働遺産を対象としてきた我が国の世界遺産について、製鉄所や造船所等の稼働中遺産を対象として世界遺産登録の推薦(顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会(以下「世界遺産委員会」という。)に対する世界遺産一覧表への記載要請)が行われることとなり、推薦物件の保全と稼働継続の両立を図る上で文化財保護法による保全手法よりも景観重要建造物制度を活用することが有効ではないかと考えられたが、その場合、望見される視点の位置を道路その他の公共の場所とせずとも、世界遺産登録の推薦に当たって策定され、世界遺産委員会に提出されることとなる管理計画に基づき管理者が公衆を製鉄所や造船所等の敷地内に誘導し、そこから望見されることが確実となるため、新たに基準として追加したものである。</u></p> <p>また、法第 19 条第 1 項の「(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)」とは、例えば、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合に、景観重要建造物に含まれるものとして指定することが考えられる。</p>	<p>定された者のみしか、通常見ることができない建造物を指定することが不適切であるという趣旨である。</p> <p>また、法第 19 条第 1 項の「(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)」とは、例えば、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合に、景観重要建造物に含まれるものとして指定することが考えられる。</p>
<p>②～③ (略)</p>	<p>②～③ (略)</p>
<p>④管理 1) (略)</p>	<p>④管理 1) (略)</p>

<p>2) 法第 25 条第 2 項に基づき景観行政団体が条例で定める「景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準」については、法第 26 条に規定する管理に関する命令又は勧告が、当該基準に従って適切に景観重要建造物の管理が行われていないと認められる場合に行われるものであること、令第 13 条第 2 号に基づき、当該基準に適合する行為が法第 22 条第 1 項に規定する許可の適用除外行為となるものであることにかんがみ、適切かつ過不足なく定めることが望ましい。</p> <p>例えば、管理上必要な修繕等として想定される内容、消火器の設置等防災上必要な措置の内容、定期点検等の内容、下草刈り等の敷地の管理、木造建造物の場合の裸火使用禁止等の基準を定めることが考えられる。</p> <p>なお、この際、例えば、複数の景観重要建造物を指定している場合等において、必要に応じて、景観重要建造物の類型ごとに、又は個別の景観重要建造物ごとに基準を定めることも考えられる。</p> <p><u>また、規則第 6 条第 2 号口の基準を適用して指定される景観重要建造物については、法第 25 条第 2 項に基づき景観行政団体が条例で定める「景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準」において、世界文化遺産の登録の推薦に当たって策定される管理計画を遵守する旨を定める等により、「公衆によって望見されるものであること」とした指定基準の意図をより一層確実に実現する措置を講じることが望ましい。</u></p>	<p>2) 法第 25 条第 2 項に基づき景観行政団体が条例で定める「景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準」については、法第 26 条に規定する管理に関する命令又は勧告が、当該基準に従って適切に景観重要建造物の管理が行われていないと認められる場合に行われるものであること、令第 13 条第 2 号に基づき、当該基準に適合する行為が法第 22 条第 1 項に規定する許可の適用除外行為となるものであることにかんがみ、適切かつ過不足なく定めることが望ましい。</p> <p>例えば、管理上必要な修繕等として想定される内容、消火器の設置等防災上必要な措置の内容、定期点検等の内容、下草刈り等の敷地の管理、木造建造物の場合の裸火使用禁止等の基準を定めることが考えられる。</p> <p>なお、この際、例えば、複数の景観重要建造物を指定している場合等において、必要に応じて、景観重要建造物の類型ごとに、又は個別の景観重要建造物ごとに基準を定めることも考えられる。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑤ (略)</p>
<p>4 景観重要公共施設 (1) 趣旨</p>	<p>4 景観重要公共施設 (1) 趣旨</p>

<p>景観計画には、道路、河川、都市公園、<u>津波防護施設（盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）</u>、<u>護岸、胸壁及び閘門</u>）、海岸、港湾、漁港等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ）と、これらの占用等の許可の基準（同号ハ）を定めることができることとされている。これは、良好な景観の形成に当たって、公共施設が重要な要素の一つであることに鑑み、当該景観重要公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、景観計画にその整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることによって、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に一の計画の中に位置付け、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としたものである。本制度の趣旨を踏まえて、必要な特定公共施設についてその管理者との協議を行い、積極的な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>景観計画には、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項(法第8条第2項第4号ロ)と、これらの占用等の許可の基準（同号ハ）を定めることができることとされている。これは、良好な景観の形成に当たって、公共施設が重要な要素の一つであることに鑑み、当該景観重要公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、景観計画にその整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることによって、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に一の計画の中に位置付け、効果的に良好な景観形成を図ることを可能としたものである。本制度の趣旨を踏まえて、必要な特定公共施設についてその管理者との協議を行い、積極的な活用を図ることが望ましい。</p>
<p>(2)・(3) (略) 5～11 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略) 5～11 (略)</p>